

平成 19 年 9 月 28 日

家電リサイクル法の見直しに関する要望書

全日本自治団体労働組合

1．不法投棄の原状回復について

不法投棄防止、見えないフローの減少にはリサイクル料金を前払い方式に変えることが効果的だと考えます。

しかし、リサイクル料金の支払い方式が変更されない場合、廃家電の不法投棄防止対策を徹底することが重要だと考えます。

家電の不法投棄は不法投棄された市町村の住民が行うよりは、他の市町村の住民が不法投棄を行うケースの方が多く、そのため不法投棄された市町村の住民に不法投棄防止の周知徹底を行ってもあまり効果がありません。

不法投棄された市町村は被害者であって、その市町村に不法投棄の原状回復費用、家電のリサイクル費用まで負担させるのは不合理です。

従って、不法投棄された市町村の原状回復費用に対して、放置自動車に対して自動車工業会が自動車リサイクル法が出来る以前から 1 台当たり 12,000～13,000 円の回収費用を拠出して協力している例や、産業廃棄物の不法投棄の原状回復に対する基金制度等を参考にして、家電業界が中心になるか、リサイクル料金の中から拠出して不法投棄回収支援基金を創設して、不法投棄の回収費用に対してそれを支援するシステムを制度化すべきだと考えます。

2．家電リサイクルの品目拡大について

家電リサイクルの品目拡大については、資源の活用、不法投棄防止の立場からも出来るだけ増加させるべきだと考えますが、今回の検討小委員会では 2～3 点に絞る方向にあります。

しかし市町村の処理施設は千差万別であり、市町村によって受け入れ基準が違い、市町村の家電関連の適正処理困難物は家電リサイクル 4 品目以外に数多くあり、今回 2～3 品目リサイクル対象家電を拡大しても、未だ 40 品目近くの処理困難な廃家電があります。

これらの家電関連適正処理困難物は品目別に適正処理困難物かどうかという問題でなく、個々の市町村において適正処理困難物は違います。同じ廃家電製品でも市町村の処理能力によって受け入れられたり、排出禁止物になったりします。

不法投棄は不法投棄を呼ぶという特性があり、不法投棄防止の立場からは行き場の無い廃棄物を無くする事が重要です。そのためには市町村の処理能力を高めて排出禁止物の減少を求めますが、それでも残る家電関連の適正処理困難物については、家電リサイクル法の範疇には入らないと思いますが、関連する課題として何処で処理すべきか処理先を明確にして、行き場の無い適正処理困難物の解決に努力すべきだと考えます。

3．家電リサイクルの義務外品の収集運搬と料金について

家電リサイクルの収集運搬について買い替時は小売店を通じて大半は回収されていますが、義務外品については収集運搬、料金等が明確になっていないケースが多くユーザーが戸惑いを見せています。

この義務外品の改善策として兵庫県で実施されているように、電機商業組合、廃棄物処理センター、自治体が協力して地域ごとに回収システムの確立を行い、市町村に申告して料金を支払えば市町村が回収システムに通知して収集運搬を実施する方式を全国的に拡大して、収集運搬及び料金の透明化を図らないと義務外品の回収の解決は出来ないと考えます。

回収システムの構築に当たっては今日、市町村の粗大ごみは大半が有料制になっており、その場合、申告制で効率的な収集体制を採用していますのでこのシステムも活用すべきだと考えます。